

一般社団法人山梨県安全運転管理者協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県安全運転管理者協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理体制の充実強化を図るための各種交通安全に関わる事業を行うとともに、交通事故防止など交通安全の重要性等について広く県民の理解を深め、社会全体の交通安全意識の高揚等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全運転管理者等の育成及び研修事業
- (2) 関係機関・団体との連携による交通安全活動事業
- (3) 交通安全に関する広報・啓発事業
- (4) 運転者の技術向上のための研修、コンクール等の事業
- (5) 交通安全功労者等に対する表彰等の事業
- (6) 安全運転管理に関する調査及び研究事業
- (7) 公安委員会等から委託を受けた事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ア 山梨県内の警察署の管轄区域ごとに安全運転管理者で組織する団体で、この法人の目的に賛同して入会した団体
イ 安全運転管理業務を積極的に推進し、この法人の目的に賛同して入会した安全運転管理者選任事業者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に特に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、承認を受けなければならない。

(会費の負担等)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動を行うために必要な費用に充てるため、毎年、社員総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 個人である会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 団体である会員が解散したとき。
- (5) 事業者である会員が解散し、若しくは安全運転管理者選任事業者でなくなったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員を持って構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時総会として毎年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選出された2名の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法に定める代表理事とし、専務理事をもって、同法で定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員に関する制限)

第21条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることはできない。監事についても同様とする。

2 公益法人又は法令で定める団体を除く他の同一の団体の理事又は使用人である者その他法令で定めるこれに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることはできない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会が別に定める順位でその職務を代行する。

4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与の選任及び解任については、理事会の決議による。

3 顧問は会長の諮問に応じる

4 参与は理事長が委嘱した事項について協力する。

5 顧問及び参与は、諮問又は委嘱された事項について参考意見を述べることができる。

6 顧問及び参与は無報酬とする。

7 顧問及び参与の任期は、選任した事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び選出された2名の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の運用管理)

第34条 この法人の財産の運用・管理は、会長が行うものとし、その方法については、理事会において別に定める。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成して理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時社員総会に報告し、第3号から第5号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第8章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 3 事務局長は、理事会の決議によって選解任し、その他の職員は理事会の承認を経て、会長が選解任する。
- 4 前3項に定めるものの他、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆のみやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は武川勉、副会長は土橋邦永、清水修一、永関英雄、前島敏彦、専務理事は山下實、監事は天野凱弘、内藤久仁彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、平成26年6月3日から施行する。